

提出された意見と考え方

| | 提出された意見 | 意見に対する考え方 |
|--|---|--|
| | <p>福岡県地域連携薬局認定審査基準(案)3-(7)及び福岡県専門医療機関連携薬局認定審査基準(案)3-(6)において、薬局に常勤として勤務している薬剤師の定義が次のように定められているが、以下の意見のとおり。以下審査基準(案)から抜粋。「常勤」とは、原則として当該薬局における通常の勤務時間が週当たり32時間以上の場合を指す。</p> <p>【意見】</p> <p>職員は、常勤職員と非常勤職員に区分される。常勤職員とは、就業規則に定められた週の労働時間の全ての時間に従事する職員であり、これよりも従事時間が短い場合は非常勤職員となる。</p> <p>例えば、薬剤師の週の労働時間が40時間と就業規則で定められた薬局では、週40時間従事する薬剤師が常勤職員であり、それ以下の従事時間の場合は、非常勤職員となる。</p> <p>この例の場合、1日7時間を5日間、週35時間勤務するパートタイマーは、非常勤職員であるが、この審査基準(案)では常勤職員となってしまう、一般的な常勤職員の考え方からすると誤りである。</p> <p>この審査基準では、常勤・非常勤の考え方と定数や標準数等で1名と算定する勤務時間の考え方を混同しており、考え方の整理が必要である。</p> <p>更に、これらの薬局認定において、常勤職員にはいくつかの研修の受講や継続雇用が義務付けられているが、32時間以上を常勤職員とみなすのであれば、常勤職員とならないように週32時間以下の短時間の雇用契約を結ぼうと事業者を誤った方向へ導く恐れがあり、これは国や地方自治体の労働施策と相反するものではなかろうか。</p> | <p>地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局に係る常勤の定義については、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行について(認定薬局関係)」(令和3年1月29日薬生発0129第6号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)において示されており、当該通知を踏まえて、働き方の多様化などを考慮して規定しております。</p> <p>なお、薬局の管理者に関する常勤の取り扱いや、薬局に配置する薬剤師数(員数)の取り扱いについては、従前から就業規則上の所定労働時間を勤務時間とする者としており、変更はありません。</p> |